

山形調理師専門学校 学則

第1章 目的・名称・入学定員及び入学資格

第1条 本校は学校教育法および調理師法に基づき、調理師に関する実務教育及び技能に関する教育を行い、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

第2条 本校は山形調理師専門学校と称する。

第3条 本校は、山形県山形市六日町7番42号に置く。

第4条 本校に衛生専門課程を置く。

2 学科、入学定員、修業年限は次のとおりとする。

課程	学科	昼夜別	入学定員	修業年限	始業～ 終業時刻
衛生専門課程	調理師科	昼	16名	1年	8:30～16:00
衛生専門課程	調理高度技術科	昼	36名	2年	8:30～16:00

3 入学する資格のある者は、高等学校を卒業した者又は卒業見込みの者、その他高等学校卒業と同等の学力があると認められる者とする。

第2章 学年・学期・休業日

第5条 在学年限は、前条第2項の修業年限の2倍を超えることはできない。

第6条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで
後期 10月1日から 3月31日まで

第8条 休業日は、国民の祝日、土曜日、日曜日のほか次のとおりとする。

- 1 学校創立記念日 5月2日
- 2 春季休業日 4月1日から 4月上旬まで
- 3 夏季休業日 7月下旬から 8月下旬まで
- 4 冬季休業日 12月下旬から 1月上旬まで
- 5 学年末休業日 3月中旬から 3月31日まで
- 6 その他校長が必要と認めた日

第3章 教育課程及び授業時数

第9条 教育課程、授業時数は調理師法の規定に基づき別に定める。

第10条 年間の授業日数は36週以上とする。

第4章 入学・退学・転学・転入・編入学・休学及び復学

第11条 学生の入学は、毎年4月とし、その募集に関する期日、人員、入学資格その他必要な事項は予め公示する。

第12条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料を添えて、校長に願い出な

なければならない。

第 13 条 入学志願者について、入学者選考を行なう。

第 14 条 入学は校長が許可する。

2 調理師法第 4 条の規定に該当する者は入学を許可しない。

3 入学を許可された者は、指定の期日まで入学金その他諸経費を納入し、親権者若しくは後見人を保護者とし、又別に保証人を定め、誓約書と戸籍抄本を校長に提出しなければならない。

4 期限内に前項の入学手続きをしない者は、入学を取り消すことがある。

5 本校の 1 年課程の卒業予定者及び卒業者が、2 年課程への編入学を希望した場合は、欠員がある場合に限り許可する。

第 15 条 やむを得ない事情により、退学または転学しようとする者は、保護者連署の上校長に願い出なければならない。

第 16 条 転入を希望する者は、その理由が正当で本校学年に欠員がある場合に限り許可する。

第 17 条 病気その他やむを得ない事由により 1 箇月以上出席できないときは、保護者連署の上、校長に休学を願い出て許可を受けなければならない。

ただし、休学の期間は通算して 1 年を超えてはならない。

第 18 条 休学中の学生が復学しようとする時は、保護者連署の上願い出て許可を受けなければならない。

ただし、病気休学の者は、医師の診断書を添えるものとする。

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員会議の議を経て校長が除籍する。

(1) 第 5 条に定める在学年限を超えた者

(2) 第 17 条に定める休学の期間を超えてなお復学できない者

(3) 授業料その他の納付金を怠り、督促してもなお納付できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 教育課程の履修・卒業・賞罰

第 20 条 教科科目の履修は、別に定める規定に基づき校長が認定する。

2 校長は、入学者が他の専修学校及び大学等において履修した教科科目（調理実習を除く）について、240 時間を超えない範囲で当該課程における教科科目の履修とみなすことができる。

3 調理高度技術科においては、第 1 学年の全履修教科科目の評価が合格の者は第 2 学年への進級を認める。進級が認められなかった者は、第 1 学年に留め置く。

第 21 条 校長は全課程を終了したと認めた学生には、卒業証書を授与する。

2 調理高度技術科を修了した者には専門士の称号を付与する。

第 22 条 他の模範となる学生に対しては褒章を行う。

第 23 条 教育上必要がある場合は、法令並びに次の定めるところに基づき懲戒を行う。

2 懲戒は退学・停学・訓告及び説諭とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は退学とする。

イ、素行不良で改善の見込みがないと認められる者。

- ロ、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- ハ、正当の理由がなく出席常でない者。
- ニ、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第6章 免許

第24条 本校規定の全課程を終了した者については、調理師法第3条第1項に基づき、校長は調理師免許を申請する。

第7章 授業料・入学金等

第25条 学生は、次の各号の一に該当する場合、授業料を免除されることがある。

- (1) 休学を許可され徴収を免除される場合。

第26条 学生は、次の諸経費を納付する。

- 1 入学検定料 15,000 円
- 2 諸経費

		入学金	授業料	施設設備費	調理実習費	維持費	合 計
調理師科		(入学手続時) 200,000 円	675,800 円	233,600 円	83,000 円	30,600 円	1,223,000 円
調理高度技術科	一年次	(入学手続時) 200,000 円	675,800 円	183,600 円	92,000 円	30,600 円	1,182,000 円
	二年次		675,800 円	183,600 円	130,000 円	40,600 円	1,030,000 円
		(調理師科より編入)	675,800 円	136,000 円	130,000 円	40,600 円	982,400 円

第27条 諸経費は、期日までに納付しなければならない。

- 2 入学金を除いた授業料等の納付金は分割納入することができる。
- 3 授業料その他の納付金を6箇月以上滞納した者は除籍することができる。
- 4 3月31日までに入学辞退の申出があった者には、入学金を除いた諸納付金は返却する。

第8章 職員組織

第28条 本校の職員組織を次の通りとする。

- (1) 校 長 1名
- (2) 教 職 員 6名以上
- (3) 助 手 若干名
- (4) 講 師 5名以上
- (5) 事務職員 1名以上
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 所属職員はそれぞれの校務を分掌する。

附則

- 1 この学則は、昭和46年4月1日から適用する。
- 2 この学則実施に必要な細則は、学校長が決める。
- 3 この学則は、昭和48年4月1日から適用する。
- 4 この学則は、昭和49年4月1日から適用する。
- 5 この学則は、昭和50年4月1日から適用する。
- 6 この学則は、昭和51年4月1日から適用する。
- 7 この学則は、昭和52年4月1日から適用する。
- 8 この学則は、昭和53年4月1日から適用する。
- 9 この学則は、昭和54年4月1日から適用する。
- 10 この学則は、昭和55年4月1日から適用する。
- 11 この学則は、昭和56年4月1日から適用する。
- 12 この学則は、昭和57年4月1日から適用する。
- 13 この学則は、昭和58年4月1日から適用する。
- 14 この学則は、昭和60年4月1日から適用する。
- 15 この学則は、昭和61年4月1日から適用する。
- 16 この学則は、昭和62年4月1日から適用する。
- 17 この学則は、昭和63年4月1日から適用する。
- 18 この学則は、平成元年4月1日から適用する。
- 19 この学則は、平成2年4月1日から適用する。
- 20 この学則は、平成3年4月1日から適用する。
- 21 この学則は、平成5年4月1日から適用する。
- 22 この学則は、平成6年4月1日から適用する。
- 23 この学則は、平成7年4月1日から適用する。
- 24 この学則は、平成8年4月1日から適用する。
- 25 この学則は、平成9年4月1日から適用する。
- 26 この学則は、平成10年4月1日から適用する。
- 27 この学則は、平成11年4月1日から適用する。
- 28 この学則は、平成14年4月1日から適用する。
- 29 この学則は、平成17年4月1日から適用する。
- 30 この学則は、平成18年4月1日から適用する。
- 31 この学則は、平成19年12月8日から施行し、平成20年度入学生から適用する。
- 32 この学則は、平成20年12月13日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
- 33 この学則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。
- 34 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 35 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 36 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 37 この学則の別表1を変更し、平成30年度入学生から適用する。
- 38 この学則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する。
- 39 この学則は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学生から適用する。
- 40 この学則は、令和7年4月1日から施行し、令和6年度入学生から適用する。

学則(別表1) 新旧対象表

教育課程及び授業時間数

平成30年4月入学生以降

指導要領 規定		学則規定教科科目	授 業 時 間 数			
			調理師科 (1年 課程)	調理高度技術科 〈2年課程〉		
教育内容	時間	教科科目名		1年次	2年次	合計
食生活と健康	90	食生活と健康	90	90		90
食品と栄養の特性	150	食品と栄養	150	90	60	150
食品の安全と衛生 (実習 30 以上)	150	食品の安全と衛生 (実習 30 を含む)	150	90	60	150
調理理論と食文化概論	180	調理理論と食文化概論	180	120	60	180
調理実習	300	調理実習	300	360		360
総合調理実習	90	総合調理実習	90	90		90
必修科目合計	960	合計	960	840	180	1020
高度調理技術実習		高度調理技術実習			630	630
フードサービス実習		フードサービス			60	60
調理に関する国際コミュニケーション		国際コミュニケーション		30		30
		授業時間合計	960	870	870	1740